

近代台湾の新世代法律青年と政治青年の誕生

——大正期台湾人の「日本留学」を手がかりに——

紀 旭 峰

はじめに

本稿の目的は、大正期台湾人の「日本留学」^①の検討を通じて、近代台湾における新世代法律青年と政治青年の誕生について考察することである。

大正期の日本では、自由主義、人類主義のみならず、社会主義、マルクス主義なども台頭しはじめていた。その意味では、大正一四（一九二五）年、治安維持法公布までの日本は、自由な言論空間が許容されていた時期であったと言っても過言ではないだろう。こうした時代背景の下、アジア諸地域から来日した留學生の一部は、「全世界を風靡した民族自決の思潮から刺激を受け、日本の大正デモクラシーと政党政治期の自由な空気のなかにあつて、西欧的民主、自由、理性を目標とする広範な文化啓蒙運動と反植民

地主義的な民族運動を繰り広げた」のであつた。^②

留学時期は多少異なるものの、林呈禄、蔡培火、黄呈聡、彭華英、蘇惟梁など、近代台湾の文化・政治・民族運動の旗手が日本高等教育機関へ進学したのも大正期であつた。当時、朝鮮人に比べれば台湾人留學生はそれほど多くはなかつたが、「彼らの生年を見ると、ほとんどが日本の領台前後ほどの間に生まれており、その学年到達時がちょうど日本による植民地教育の浸透期にあつている」という指摘のように、大正期に日本の高等教育機関で学んだ台湾人は、近代台湾の新世代知識青年であつた。彼らの思想や台湾の将来に対する見解は一枚岩ではないが、雑誌『台湾青年』(THE TAIWAN CHENG NIEN)^③の発行や台湾議會設置請願運動の展開などからみれば、近代台湾の諸啓蒙運動の端緒を拓いたのは大正期台湾人留學生であつたことは間違いないだろう。

以上の問題意識から、本稿では、台湾総督府の台湾人教育政策と留学生政策の分析を通じて、近代台湾における新世代法律青年・政治青年の誕生について論究したい。なお、本稿は台湾人留學生の諸啓蒙運動についても提起するが、紙幅の都合上、啓蒙運動に関する検証は別稿を期したい。

一、なぜ「内地日本」に留学するのか

「建前の一視同仁」としての台湾人教育政策

清朝の官僚は、基本的に科挙試験（明治三八（一九〇五）廃止）によって選抜されていた。同様に、清朝支配下の台湾においても、科挙試験を受けるための書房が設置され、数多くの書生がそうした書房で学んでいた。

ところが、明治二八（一八九五）年、台湾は下関条約の締結より日本に割譲される。新たな支配者である総督府が従来の書房教育を抑制し、その代わりとして国語伝習所、国語学校などの植民地教育機関を創設する^①。同年五月二一日、総督府仮条例の制定により学務部は民政局の下に設置され、六月一七日、伊澤修二が初代学務部長として台北に着任すると、翌日から台北大稲埭の一民家で事務を開始した。当初は、学務部内に学堂の設立を計画して生徒を募集したものの、応募者は一人もなかった。これに対して、大稲埭の地方名士李春生は、「士林劍潭寺を学堂に利用する」という案を申し入れた。そこで伊澤は、現地を視察した末、

学務部を士林芝山巖惠濟宮（開潭聖王廟）に移転することを決めた^②。当初、伊澤は新附民の精神を征服するための手段として、「旧国ノ夢ヲ去テ新国民ノ精神ヲ發揮セザルベカラズ、即チ之ヲ日本化セシメザルベカラズ、彼等ノ思想界ヲ改造シテ日本人ノ思想ト同化セシメ全同一ノ国民トナラシメザルベカラズ、而シテ此ノ如ク彼等ノ精神ヲ征服スルハ即チ普通教育ノ任務ナリ」と、同化を目的とする普通教育の実施を唱えた。

しかし、伊澤が唱えた「一視同仁」に基づく教育制度構想とは裏腹に、国語伝習所や国語学校付属学校の方針は、あくまでも通訳・教員の養成に重点をおくものであった。また、明治二九（一八九六）年八月に公布した台湾公学校規則は、一見して伊澤の構想を継承したもののようにも思えるが、総督府は財政困難を理由に、台湾人を対象とする中学校の設置を見送ったのであった。

本島台湾人のための最初の公立中学校である台中中学校が設置されたのは、大正四（一九一五）年のことである。しかしこの中学校は総督府が自らの意思で設立した学校ではなく、林献堂などの地方名士の要請によるものであった。その上、校地、校舎など学校の運営に関する一切の資金はすべて台湾人の寄付で賄われていた。そして、台中中学校創立以降も、中学校をはじめとする台湾人普通教育機関は依然として不足する状態が続いていた。

大正九（一九二〇）年一月八日、総督府は「台湾人は事

情より内地人小学校に共学を為しうること又内地人は事情より台湾人公学校に入ることを得る旨内訓及通達^①をもつて「内台共学」（内地人と台湾人の共学）をはじめて許可する。理論的には、教育機関は共学によって内地人にも台湾人にも平等に門戸を開放するはずであるが、大正一〇（一九二一）年時点の台湾人と内地人就業学生徒数を比較してみると、全体の人口比率では台湾人人口は内地人の約一九倍であったにもかかわらず、中学校の場合はわずか三百一七人の台湾人生徒数に対して内地人生徒数は千二百三〇人と、その差は四倍にもなっていた。

このように、内台共学制度は『一視同仁』という偽りの美名のもとに暗に差別をつけ、皇民化不足とか、学力不足とか、その他いろいろの理由をつけて台湾人の子弟の入学数を制限する方法で、巧妙に人材を圧殺する制度^②だったのであり、内台共学制度の実施によって台湾人の生徒は却って深刻な局面に直面することとなる。

結局、教育面においても、総督府は常に制限を設けることで本島台湾人と内地日本人との間に境界線を引こうとしていた。前述した台中中学校の設立、内台共学をみても、そこには総督府の教育差別政策が常に介在していたことがうかがえる。その意味で、台湾人に関する教育政策の基底の部分には、台湾人に対する総督府の民族的思惑が横たわっていたと考えるべきであろう。

「小学—中学—高等学校（予科）—大学」という進学ルートの不連続

台湾人の高等教育は、台北高等学校の設置まで総督府によって放置され続けた。そのため、本島台湾で教育を受けた台湾人には、「小学校→中学校→高等学校（予科）→大学」という通常の進学ルートに即して直接帝国大学に進学する道が閉ざされていた。明治四〇（一九〇七）年、教会の推薦を得て日本留学を果した東京帝国大学出身の林茂生を例にとってみると、台南の私立長老教中学校を卒業した林茂生は、四年生として同志社中学校に編入したのち、明治四二（一九〇九）年に京都第三高等学校文科に合格、明治四五（一九一二）年によくやく東京帝国大学に入学するに至った。

こうした進学ルートの問題は、大学専門部への進学者が台湾総督府国語学校卒業生に占められるという現象を引き起こすこととなった。それはつまり、大正期では師範学校卒業生の専門部への入学が可能であったため、師範学校にあたる台湾総督府国語学校の卒業生がその適用対象者となったからである。

では、台湾の高等学校はいつ頃設置されたのであろうか。大正一〇（一九二一）年四月に総督府高等学校規則（府令第八四号）が定められた翌年の大正一一（一九二二）年、台湾総督府高等学校（昭和二（一九二七）年、台北高等学校に改称）が創設されている。この高等学校設立によって、

台湾人はようやく台湾で高等学校教育を受けることができるようになった。しかし、「台湾教育制度完成の外観を備へたると共に、事実上普通教育よりも高等教育を重んじ、且つ内地人による高等教育機関独占を実現することゝなつた」という指摘のように、台湾人にとってみれば、定員数の二、三割しか台湾人を受け入れない高等学校は「建前上の機会均等」にすぎなかつた。

このように、台湾の高等学校に進学できる台湾人はごく少数に限られていたため、内地日本の高等学校への進学希望者数は依然として多数に上つていた。こうした状況の中、総督府の教育政策に満足できず、中国大陸への留学を志望する台湾人も現われるようになった。だが、ビザ取得などの問題もあり、中国留学よりは、むしろ内地日本の学校に進学するほうが容易であつた。

一方、総督府医学校を除けば、大正八（一九一九）年に至るまで専門教育は全く施されず、実業学校もほとんど整備されることはなかつた。明治三二（一八九九）年に勅令九五号をもって設立した医学校をとつてもみても、結局、台湾人に対する教育方針はすべて植民地の経営を前提としたものであつた。もちろん、この医学校が近代台湾の医師養成に一定程度の貢献を果たしたことは否定できないが、この医学校は「職業専門学校」のレベルにとどまるものであり、台湾の学校で政治学・法学・社会学を習得する術はなかつた。

上述した諸状況をふまえるならば、台湾人が日本留学を選択した主な理由は以下の四点にまとめられる。第一に、大正期まで台湾の教育機関が未整備であつたため、台湾で高等教育が受けられなかつたこと、第二には、高等教育機関への留学を考えれば、他の外国よりも植民地宗主国に留学する方が容易であつたことである。実際、インド人のイギリス留学の事例と同様、植民地統治下の台湾人は、多くの場合、植民地母国日本への留学が主流であつた。第三に、日本留学が欧米留学のステップであつたこと。とくに、一部の地方名士の子弟には、将来の欧米留学のための手段として日本留学を選択していた者が多くみられた。第四に、本来は中国への留学を望んでいるものの、中国への渡航ビザ取得が困難であつたこと。当時、台湾人の中国渡航に対して総督府は厳しい渡航条例を設けており、台湾人で中国「に渡りたい者は東京なり大阪なり門司なりの内地に渡つて、それから朝鮮を経、或は直接は天津上海方面に出掛て行く」という渡航方法以外の選択肢はほとんどなかつた。このため、一九二〇年代初頭では、張深切や范本梁（范志義）のような「まず、北の内地日本に進学し、それから西の中国大陸へ留学する」ケースが徐々に増えるようになった。

二、初期の日本留学

警戒される台湾人の「内地日本留学」

日本領台後、優秀な台湾人を数名選抜して日本に留学させるという案が文部省内にはあったものの、冲繩人のような民権・民族運動の発生を未然に防ぐ目的から、台湾人の日本留学をめぐる議論は一時棚上げにされた。その後、明治三〇年代に入ると、総督府の「国語学校語学部国語科留学生支給規則」、「台湾総督府直轄学校留学生規則」などの台湾人留学生規則の公布に伴い、「直轄学校本島人生徒中、最終学年の教科を履修し、学力優等、品行方正なる者を選抜し、台湾総督の認可を受け、内地に留学する許可を得」た総督府直轄学校卒業生の日本留学が可能となる。だが、留学を通じて危険な思想に接触するおそれもあるため、総督府は台湾人の日本留学にさほど積極的な姿勢を示さなかった。

明治後期以降、都市部において社会道徳の低下が急速に蔓延していたが、そのなかで、学生の風紀紊乱問題も徐々に深刻さを増していた。東京に遊学中の一部の学生が飲酒や遊郭などの悪習慣を覚え、学生本来の道を踏み外すという当時の状況に対しては総督府も危機感を抱くようになり、そうしたことから、総督府は大正元（一九一〇）年に東洋協会の協力を得て、東洋協会専門学校構内（現拓殖大学）に、総督府官宮在京台湾人留学生寄宿舎高砂寮を建設した。当時の学務部長隈本繁吉は、高砂寮の設置にあわせて台湾人の日本留学に関する意見書「内地留学生問題」を提出し、

寄宿舎の建設は決して台湾人の日本留学を奨励するものではないことを明言した。

「本島内ニ於テハ抑壓セララルモノト誤信シ留学熱漸次旺盛……（中略）……而シテ留学後ノ成績ニ至リテハ特ニ政法ノ学ヲ修メシ者ノ如キ輕佻浮薄ニ傾キ……（中略）……意外ノ現象ヲ醸出スルニ至ルナキヲ保セス故ニ此際左ニ所要事項ヲ適記シ留学生寄宿舎設置ノ件モ其一事項トシテ御実施アラシムコトヲ切望ス……（中略）……寄宿舎ノ新設ハ徒ラニ留学熱ヲ高ムルカ如キ根本的錯誤ヲ来ス虞ナキニアラス、故ニ寄宿舎問題ト共ニ必然的ニ実施ヲ要スルモノハ既述留學生ニ関スル制限的内規ト現在留學生監督方法ノ改善ナリトス（後略）」（傍線は筆者）

このように、総督府側にとってみれば、寄宿舎の建設は何よりも留學生管理政策の改善に重点が置かれるものであった、つまり、この寄宿舎は本質的に支配者側の監視機関であり、あくまでも留學生管理政策の延長線上に位置づけられるものだったのである。他方、留學生たちは高砂寮の性格をある程度認識しつつも、経済的負担の軽減という理由から入寮を選択する者も少なくなかった。

総督府は留学希望者と留學生に対し、身辺調査を義務付けた。たとえば、留學生の戸籍所在地である各地方行政機関は、総督府に対して定期的に「本島内地留學生名簿」を提出しなければならなかった。この「本島内地留學生

名簿」には、「本人氏名」、「生年月日」、「種族別」、「本居地」、「戸主氏名及続柄」、「保護者生業及資産」、「入学前の経歴」、「留学地及入学学校学科名」、「将来の目的」、「本島出發年月日」、「本人の性質素行」、「留学の動機」などの項目が設けられており、留学生は徹底的に取り調べられたのであった。

早まる地方名士子弟の留学

初期の台湾人留学生をみれば明らかのように、国語学校、農事試験場など台湾総督府直轄学校官費留学生、台湾協会の学資補助制度・給費生制度、ミッション関係を除けば、台湾人留学生には地方名士の子弟が多かったことが一つの特徴としてあげられる。たとえば総督府は、早くは明治二九（一八九六）年四月に石川倉次と鳥居忱を留学生の教育係として任命し、李春生の孫である李延齡ら七名を東京に留学させた。また、のちに台湾人最初の官費留学生と称される楊世英も彰化の地方名士楊吉臣の次男であった。彼は明治三二（一八九九）年、総督府の官費を受ける前の明治三〇（一八九七）年にすでに富士見学校五年生に編入していた。明治四一（一九〇八）年在京台湾人留学生の在学状況によれば、男子留学生が大多数を占めるなかで、林雙隨という女子留学生も神田区西小川尋常小学校に入学していたことがわかっている。

もちろん、地方名士の子弟の留学が早期に実現できた背

景には、留学にかかる多額の費用負担が可能であったという理由があるが、一方では、それを総督府が地方名士に与えた特権と指摘することもできよう。つまり、否定できないのは、留学生の選抜過程を通じて特権階級が産み出されたことである。上述の李延禧・林崇智・林履信・林熊光もこうした総督府の地方名士の子弟に対する優遇・懐柔政策を受けることで早期に日本留学を実現させ、東京帝国大学への入学を果たしていた。また、李延禧は帰台後、大正一〇（一九二一）年に総督府評議会評議員に選出されていた。こうした台湾人協力者を養成するための懐柔政策の影響もあってか、同時期に東京で展開された台湾人留学生の諸啓蒙運動には、彼らの参加はほとんどみられなかった。

「表一」からは、次のような特徴がまとめられる。第一に、留学生の父兄が地主・資産家であると同時に、地方の区長・庁参事を兼任しているケースが多いこと。これは裏返せば、一部の官費留学生を除いて、資産家の子弟ではない一般庶民が内地へ留学することは基本的に不可能であると解釈できる。第二に、本島台湾の公学校から内地日本の小学校に編入する例が目立っていたこと。この現象が、台湾における進学ルートの不連続性と公学校の学力不足問題を如実に物語っている。第三に、一族の兄弟同士が同時に留学するケースが多くみられたことである。

表1 「内地へ留学シタル本島人生徒調」(明治42(1909)年)

留学者ノ氏名 生年月日 種族	入学スヘキ学校 ノ名称及所在	修業スヘ キ学科	入学前 ノ教育	父 兄ノ 住所姓名	父兄ノ生業 及資産状況
蔡江椿(福建)	黒田尋常高等小 学校 小石川区	小学校	公学校第六 学年卒業	父 蔡運舫	庁参事・地主 資産約貳拾五万圓
蔡江灃(同上)	同上	同上	公学校第六 学年卒業	父 蔡運舫	同上
蔡梅溪(同上)	同上	同上	公学校第六 学年卒業	父 蔡双明	地主 資産約五万圓
劉添益(同上)	番町尋常小学校 麹町区	同上	公学校第五 学年修了	父 劉新梅	米商 資産約一壹万六千 圓
辜皆的(同上)	高等小学校 京都市	同上	公学校第六 学年卒業	父 辜頭栄	製塩製糖貨地業庁 参事 資産約参拾万圓
蔡江泗(同上)	上府尋常高等小 学校 山口県	同上	公学校第六 学年卒業	父 蔡敏川	公学校学務委員、 地主 資産約拾五万圓
蔡炳曜(同上)	同上	同上	同校第四学 年修了	父 蔡敏南	区長、地主 資産約拾五万圓
蔡墩曜(同上)	同上	同上	同第三学年 修了	同上	同上
蔡季蓀(同上)	同上	同上	同上	祖父蔡敏川	公学校学務委員、 地主 資産約拾五万圓
楊英格(同上)	慶応義塾 芝区	普通科	公学校第六 学年修了	父 楊吉臣	区長、運輸、製糖 業等 資産約五万圓
呉子瑜(同上)	明治大学 神田区	法科	学校教育ヲ 受ケタルコ トナシ	父 呉鸞旂	庁参事、製糖業、 地主 資産約参拾万圓

注) ①辜皆的は辜皆得、楊英格は楊英栢、蔡墩曜は蔡敦曜である。

出典：「内地留學生報告方ニ関シ注意方通達ノ件(各庁)」『明治四二年 台湾総督府公文類纂 一五年保存
五一』第二八案件より、筆者加筆作成

主流としての小中学留学

明治以降、清国（以下、中国）人留学生が最初に来日したのは、朝鮮人の日本留学（明治一四（一八八一）年）より約一五年遅れた明治二九（一八九六）年四月であった。^⑩ それまではアメリカ留学が主流であったが、日本が日清戦争に勝利したことによって、中国は西洋のやり方を取り入れた日本に留学生を送るようになった。

では、台湾人の日本留学はいつ頃から始まったのか。明治二八（一八九五）年一〇月二十九日、伊澤修二学務部長が帰京する際、台湾人学生の柯秋潔と朱俊英を同行させたが、翌年四月に台湾に帰郷したこの二人は「いずれも留学生といふべきものではなく、むしろ『修学生』とでもいふべきところであろう」とされた。その意味では、上記の柯秋潔と朱俊英に続き、明治二九（一八九六）年二月に内地見学をした芝山蔵学堂の葉寿松、張柏堂の二人も同様に「修学生」と見なすべきであろう。その一方、同年四月には、総督府の斡旋により李延齡などが留学のため東京に到着す。しかし、一次史料を見る限り、最初の台湾人官費留学生は、おそらく明治三〇（一八九七）年に東京富士見学校五年生に編入し、のちに農科大学に進学した楊世英であったと考えられる。

李延齡や楊世英などの例からみれば、中国人と台湾人が日本留学を開始させた時期にはそれほど時間的な差がなかったように思える。しかし、実際のところ、「外国人」と

して来日する中国人には法政大学清国留学生法政速成科（一九〇四〜〇八年）、明治大学経緯学堂（一九〇四〜〇九年）、早稲田大学清国留学生部（一九〇五〜一〇年）などが次々と設置された一方、「植民地人」としての台湾人に対してこうした便宜が図られることはなかった。

総督府の「留学生支給規則制定ノ件」に「将来本島ノ経営上最必要なる農工商ニ関スル學術研究ニ限り内地へ留学生セシムル」と記されているように、初期には、農科大学と農林学校のような農業学校への進学例が多くみられた。たとえば、農科大学の洪礼修・王振蘭・林維・楊世英、県立熊本農業学校の郭国士・石進源・張福忠、愛知県農林学校の周錦芳・李阿保、大阪農学校の呉澄波・張守経、名古屋県立農林学校の蔡徳盛・白玉光などがあげられる。他方、「総督府の台湾経営の中心が農業政策に置かれていた」との指摘のように、東京音楽学校の張福興などごく少数を除けば、初期に派遣された大半の留学生の進学先は農科であり、工業と商業の留学生は比較的少なかった。

「表2」に示されるように、明治後期の台湾人留学生の進学先は、内地の小学校のみならず、中学校や実業学校への留学が目立っていた。この現象はまさしく総督府の留学生政策を反映したものと考えられる。

「内台共学」の実施と大正一一（一九二二）年第二次台湾教育令の影響を受け、内地小学校への留学はかなり減ったが、「小学校―中学校―高等学校（予科）―大学」とい

表2 明治後半期から大正期までの台湾人留学生の所属の推移

年度	学級	初等 学校	中等 学校	実業学校				高等学 校大学 予科	専門 教育	大学	特殊学 校・そ の他	合 計	在京台湾 留学生
				農	商	工	小計						
明治39(1906)年		10	9	3		1	4		13			36	
明治40(1907)年		19	22	5	4	5	14		7			62	
明治41(1908)年		23	13	5	3	7	15		8		1	60	32
明治42(1909)年		28	30	10	5	5	20		13		5	96	43
明治43(1910)年		43	41	10	5	8	23		15		10	132	54
明治44(1911)年		65	52	13	6	3	32		18		9	176	約70
明治45(1912)年		76	94	13	30	4	47		35		12	264	120
大正 2 (1913)年		57	130	11	53	11	75		39		14	315	
大正 3 (1914)年		47	155	15	50	4	69		45		9	325	
大正 4 (1915)年		40	179	7	42	4	53		50		5	327	121
大正 5 (1916)年		82	183	12	58	4	74		55		21	415	203
大正 6 (1917)年		83	201	12	68	8	88		86		24	482	211
大正 7 (1918)年		63	200	2	28	8	38		102		90	493	約280
大正 8 (1919)年		91	219	2	37	7	46		119		89	564	349
大正 9 (1920)年		94	231	2	38	9	49		139		136	649	461
大正10(1921)年		116	297	1	34	13	48		173		123	757	528
大正11(1922)年		40	252	2	32	12	46		182		223	743	
大正12(1923)年		39	291				52	73	165		242	862	
大正13(1924)年		37	292				45	77	145		254	850	
大正14(1925)年		21	275				36	114	123	29	230	828	
大正15(1926)年		18	253				36	75	153	71	280	886	

注) ①「中等教育」は中学校と高等女学校を指し、「その他」は「初メテ留学シ未タ入学ノ定マラサル者及小学校、中学校等ヲ卒ヘ更ニ他ノ学校ニ入学セムトシ準備中ニアル者ヲ算入セリ」とする。②大学については、大学各自の統計資料があるが、全体数が不明であるためここでは省略する。③空欄は資料不明による。

出典：各年度『台湾総督府学事年報』、『東洋時報』、佐藤由美・渡部宗助「戦前の台湾・朝鮮留学生に関する統計資料について」(『植民地教育体験の記憶』皓星社、二〇〇五年)より筆者加筆作成

う進学ルートの影響もあり、内地中学校への進学を目指す台湾人の割合は常に高い比率を維持し続けた。

総督府『学事年報』によれば、大正後期に入ってから、正則英語学校をはじめ、高等教育機関に進学するための進学予備校に在籍する台湾人が急増するようになっていた。さらに、東京への集中も台湾人留學生の一つの傾向であった。東洋協会の調査によれば、その数は大正七(一九一八)年には五七%であったが、翌年の大正八(一九一九)年には六二%になり、大正九(一九二〇)年になると、それは日本に留学する台湾人留學生の総数の七〇%を占めるまでの驚異的な数字になっていた。大正一一(一九二二)年以降のデータは不明であるが、総督府学事年報と総督府東京学生事務所の資料を照らし合わせれば、昭和期に入っても、台湾人留學生の東京一極集中という傾向は依然として高かったことがわかる。その理由としては、進学予備校、専門学校、そして大学などの高等教育機関が東京に集中していたことがあげられよう。

三、私立大学専門部への進学と植民地知識

青年の就職

「専門部か学部か」の選択

大正三(一九一四)年、明治期自由民権運動の旗手であった板垣退助が結成した「台湾同化会」の影響もあり、高

等教育機関への留学が次第に増加しはじめる。のちに文化・政治・民族運動の先導役として活躍した蔡培火も「台湾同化会」から刺激を受け、日本留学を決めた一人である。「表2」にみるように、それまでは小・中学校留学が多数を占めていたが、大正期半ば以降になると、専門学校以上の高等教育機関を志望する台湾人はついに百名を突破した。このような現象が引き起こされた最大の原因は、本島台湾の教育システムが台湾人生徒の向学心を満たすことができなかつたためと考えられる。

次に、台湾人の進学先を分野別に検討してみたい。当時台湾人には上級官僚への選択肢がほとんどなかつたため、専門部医科、政治経済学科、法科への入学が顕著であった。これには二つの原因が存在していたと考えられる。一つは、個人の就職・進路を考えた場合、医科、法科、政治経済科の卒業生には将来の進路の幅が広がったことがある。まず、なぜ彼らの多くは専門部法科への進学を選択したのであるうか。その理由としては、「国家試験の予備校」といわれる一部の私立大学専門部を卒業すれば、「中下級官僚としての判任官の見習への無試験」と「弁護士受験資格を得られる」文官試験規則の適用を受けることができたからであろう。台湾人の医学分野への留学に関しても、東京慈恵会医科専門学校(東京慈恵会医科大学)をはじめ、国家試験の特典が得られる医学専門学校への進学が多かつた。法科と医科に比べると、政治経済科の場合は就職の選択

肢が多様であった。早稲田の例をあげれば、「由来政治学は、経済学と密接なる関係があって、帝国大学及び早稲田大学の如きは、政治科の中に此の両科を混同してある。而して此科に在りては、高等文官、外交官、実業家、乃至新聞記者等を養成するの目的である。……（中略）……就中早稲田の政治経済研究科は同大学の中堅として、將た亦最も古きものとして好評噴々たるものがある」というように、早稲田大学の政治経済科はかなりの評判を得ていたことからも、台湾人留学生にとっては良い就職へとつなげるための選択肢の一つであった。

もう一つの原因としては、専門部の入学基準が学部よりも低く定められていたことがある。この傾向は、中央大学、日本大学、明治大学、早稲田大学などのような学校だけでなく、日本歯科専門学校や東京慈恵会医科大学のような医科専門学校の台湾人受け入れ状況にも反映されていた。一九二〇年代半ば以降には、張棟蘭（早稲田大学）や楊友濂（楊雲萍・日本大学）のように文学分野への進学者が漸増するが、専門部医科、法科、そして政治経済科への集中が大正期台湾人留学生の特徴の一つであった。数は少ないが、大正五（一九一六）年以降には、東京美術学校（現東京芸術大学）に進学する台湾人もあらわれはじめた。大正九（一九二〇）年の第二回帝展に入選した黄土水は、東京美術学校における最初の台湾人留学生であった。彼は、大正五（一九一六）年に彫刻科木彫部選科に入学

し、近代彫刻を学んだ。黄土水に続き、翌年の大正六（一九一七）年には、国語学校師範部中退の劉錦堂（王悦之）が西洋画科に入学する。東京美術学校に学ぶ台湾人留学生について、吉田千鶴子は「総督府国語学校および民政長官の強力なバックアップがあったことがわかる。留学奨励策が如実に示されたケースと言えよう」と述べているが、総督府の台湾人留学生政策をみれば明らかのように、総督府側は決して台湾人の日本留学を積極的に奨励していたのではなかった。日本留学を望む台湾人に対しては、国語学校のような総督府直轄学校からの推薦がなければ留学の資格は与えられなかったものであり、東京美術学校への台湾人留学生派遣に関しても、基本的には総督府がその主導権を握っていたのである。

「法科の明治」へ

大正前期までは、台湾人の内地留学は小中学校への留学が多かった。だが、大正期半ばからは、高等教育機関への留学が次第に主流となり、台湾人の高等教育機関への留学者が小学校を凌ぎ、中学校に次いで二位を占めるようになった。以下では、留學生学籍簿を通して、大正初期明治大学における台湾人留學生の推移を概観する。

「表3」にみられるように、中国人留學生だけではなく、当時同じく日本の植民地下におかれていた朝鮮人と比べても台湾人留學生の数がきわめて少なかったこと、それに加

表3 大正2（1913）年までのアジア留学生の在学学生推移

学部・地域 年度	法 学						商 学						政 学					
	学 部			専 門 部			学 部			専 門 部			学 部			専 門 部		
	中	朝	台	中	朝	台	中	朝	台	中	朝	台	中	朝	台	中	朝	台
明治43(1910)年	6	0	0	40	19	0	11	0	0	37	14	0	3	0	0	24	1	0
明治44(1911)年	1	0	0	68	48	4	46	0	0	21	11	1	14	0	0	39	4	0
大正元(1912)年	0	1	0	50	35	3	15	0	0	21	9	0	5	0	0	34	2	0
大正2(1913)年	1	0	0	138	14	1	1	0	0	39	1	0	0	0	0	71	3	1

出典：明治大学史資料センター所蔵『明治四三（一九一〇）年九月起留学生学籍簿』より筆者加筆作成

えて、台湾人の進学生が法学専門部に集中していたことが大きな特徴であった。

明治大学の台湾人留学生は、明治三八（一九〇五）年法科卒業の郭廷献が最初であったとみられる。大正期に入ると、大正三（一九一四）年一名、四年二名、五年四名、六年九名を数える程度であり、彼らの大半は法科に在籍していた。それには、林呈禄の「影響を受けたか、その後、本学に集まる台湾人留学生は漸増し、たとえば大正一五年一四名、昭和二年二一名、三年一一名、四年二二名となる。彼らもやはり法科への入学が多かった」という

指摘のように、台湾人の法科への入学をめぐっては、在京台湾人団体「新民会」の運営と雑誌『台湾青年』の編集に深くかかわっていた林呈禄の影響が大きかったとみられる。法科に集中していた理由としては、こうした林呈禄の影響の他にも、植民地青年の就職問題が考えられよう。それは、医者と同様、弁護士も出世コースの一つであったため、弁護士合格率の高い明治大学法科への進学を選択する台湾人が多かったのである。実際、「弁護士試験においても大活躍していた……（中略）……この弁護士試験合格者における明治大学の圧倒的な地位は一九二〇年前後、つまり大正中期まで続き、司法官とあわせて法曹界の人材をより多く輩出していった」とあるように、一九二〇年代半ばまで弁護士試験合格者には明治大学法科の出身者が圧倒的な割合を占めていた。その代表例としては、大正七（一九一八）年に本島台湾の最初の弁護士として活躍していた葉清耀がいる。

台湾本島における文化啓蒙運動の展開過程をみた場合、ここでは林呈禄をはじめ、法科の蔡式毅、鄭松筠、呂靈石、羅萬傳、政治経済科の彭華英・陳満盈・莊遜勝（莊遜性）といった明治大学出身者がいかに大きな役割を果たしていたかは明らかである。

「政治経済科の早稲田」へ
「当時の「東京」専門学校は、明治「法律学校」や専修

表4 大正期における早稲田大学
アジア留学生の在学学生推移

年度	地域	台湾	朝鮮	中国
大正元(1912)年		1	37	166
大正2(1913)年		不明	不明	不明
大正3(1914)年		9	50	168
大正4(1915)年		12	40	180
大正5(1916)年		13	48	188
大正6(1917)年		21	61	200
大正7(1918)年		19	69	205
大正8(1919)年		24	74	233
大正9(1920)年		17	59	218
大正10(1921)年		19	80	201
大正11(1922)年		22	83	199
大正12(1923)年		30	92	209
大正13(1924)年		29	214	113
大正14(1925)年		31	122	88
大正15(1926)年		41	136	66

注) 附属高等学院、工手学校を含む。
 出典：各年度「現在学生府県別表」各年度
 『早稲田学報』より筆者作成

学校などより法律は劣て居たかも知れぬが、政治経済は盛んである」というように、「明治一五年の発足当初から、早稲田は『政治青年』のたまり場であった」。実際、大正期台湾人の早稲田への進学にも、「政治経済科の早稲田」という傾向がみられる。

当初、専門部の入学基準が学部より低く定められていたことに加え、「台湾に於いては国民教育のみならず、各方面の教育についてこの政治教育は殆ど考慮されていない」という台湾教育の現状を受け、台湾人の専門部政治経済科への入学が顕著であった。だが、一見して入学が容易であったかのようにもみえる専門部も、実際のところ、台湾人の進学はそう簡単ではなかった。

次に、早稲田大学における台湾人留学生の推移を概観する。「表4」にみられるように、当時、同じく日本の植民

地下に置かれていた朝鮮からの留学生数は台湾人の三倍から四倍前後で推移していた。これに対して、台湾人の留学生数は微増ながらもほぼ横這いであった。

台湾人卒業生ならびに出身学科についてであるが、「表5」に示されるように、最初の台湾人卒業生は、おそらく大正四(一九一五)年の林時珍(専門部法律科)、黄毓材と鄭其芹(専門部政治経済科)の三人であると思われる。その後、専門部政治経済科を中心に、台湾人留学生の数は少しずつ増加していく。

「表5」からは、次の二点を指摘することができよう。第一に、台湾人留学生が台湾総督府国語学校の卒業生で占められていたこと。これは裏返せば、当時、台湾人にとつての最高教育機関である台湾総督府国語学校の卒業生でなければ、内地日本の高等教育機関への直接入学が難しくか

たと捉えることも可能であろう。第二に、王敏川、黄呈聡、楊肇嘉をはじめ、大正期までの台湾人留学生の入学時の年齢が二〇代半ばかり三〇代にかけて多かったこと。実際、上記の現象は早稲田大学に限られず、明治大学といった高等教育機関の台湾人受け入れ状況にも共通してみられる。ところで、当時の専門部法律科は、所定の学歴規定を満たせば無試験で入学を許可する、という選考方式を採用していた。し

表5 早稲田大学台湾人卒業生一覧（大正期卒業のみ）

卒業年度	専 門 部			大 学 部					高等師範	合計
	法律	政治経済	商科	法学	商学	政治経済	理工	文学	国語漢文	
大正4(1915)年	林時珍	黄毓材 鄭其芹								3
大正5(1916)年		劉明哲								1
大正6(1917)年		蔡國珍								1
大正7(1918)年										0
大正8(1919)年				巫川		劉達麟				2
大正9(1920)年		劉安紅		蕭秀球		李瑞雲 何春喜	林仲樹			5
大正10(1921)年										0
大正11(1922)年										0
大正12(1923)年		王敏川 黄呈聰 黄朝琴			呂磐石					4
大正13(1924)年		吳衝秋 劉鳳岐 林萬金 彭木發 黄 周			林仲輝 王金海				蔡添丁	8
大正14(1925)年		張水泉 陳瑞圖				新制2名				4
大正15(1926)年		呂世明 林呈旺 郭 發 温成龍	蔡美楚							5

注) ①大正一四（一九二五）年の新制大学部政治経済科二名の氏名は不明。②〔表5〕は大学部、専門部、高等師範部の卒業生に限定し、施廉（文学部）をはじめとする中退のケースは反映されていない。

出典：各年度『早稲田学報』より筆者作成

かし、試験免除とはいえず、「表5」にみられるように、政治経済学科と比較した場合、台湾人留学生の早稲田法律科への入学者数はきわめて少ないものであった。その理由の一つとして考えられるのは、弁護士試験合格者に明治大学法科出身者が圧倒的な割合を占めていたことである。これが、台湾人の進学先としての「政治経済科の早稲田」と「法科の明治」を次第に定着させていったのであろう。

植民地人知識青年の就職

当時、上級官僚になるためには、まず高等文官試験に合格するという条件をクリアしなければならなかった。しかし、昭和三（一九二八）年に台北帝国大学が設置されるまで、台湾には上級官僚を育成する教育機関はなかった。昭和期以降、慶応大学、早稲田大学、中央大学などの私立大学出身の台湾人留学生が高等文官試験に合格し

た例も現れるようになってはいたが、帝国大学に比べれば合格者数は少なかった。少なくとも大正期までは、台湾人の高等文官試験合格者は、東京帝国大学の劉明朝、朱昭陽、呂阿塘、そして東京商科大学の劉茂雲、周耀星のような数少ない帝大と官公立大学出身の留学生に限られていた。

大正一〇（一九二二）年、「台湾総督府州理事官等ノ特別任用ニ関スル件」の制定は、一見して、台湾人に高等文官任用の道を開くものであったかのようにもみえた。しかし、「台湾人有資格者が獲得したパスポートは、台湾においても本国においても、きわめて有効性が小さかった」と指摘されるように、官僚任用の際の民族格差もあり、一九三〇年代以降は弁護士として開業する台湾人高文合格者も増え始めるようになっていった。

上記のような植民地知識青年の就職（エリート・リクルート）問題は、台湾人留学生が進学先を選択する上で大きな影響を及ぼすものであった。林呈祿、黃朝琴、葉清耀などの少数を除いて、なぜ多くの台湾人留学生は専門部の卒業後、さらに学部への進学あるいは外国留学を選択しなかったのか。その一要因が、植民地台湾人のエリート・リクルート問題であり、当時台湾知識青年の就職先として上級官僚になる当てはほとんどなかったため、残されていたのは医者、記者、弁護士といった選択肢に限られていたのであった。そのため、東京帝国大学のようなエリート官僚を養成する官立大学よりも私立大学への進学が選ばれ、なお

かつ、私立大学学部への進学よりも、むしろ予科卒業の資格がなくても受験できる専門部に集中していたのである。

ところで、留学生は卒業後、弁護士や医者のような個人事業主の選択肢があったとはいえ、その一方、日本留学が必ずしもより良い就職につながるには限らなかった。というのは、台湾人留学生は帰台後、往々にして「排日論者」と見なされがちで、就職の採用時に敬遠される傾向がみられたからであった。こうした大正期における留学生の就職難については、大正一一（一九二二）年に明治大学法科出身の鄭松筠が「留学生待遇の改善と望む」と題する論考を『台湾青年』に発表し、日本や中国の例をとりあげ、留学生を優遇する必要があると力説しながらも、日本留学が逆に将来の進路立身に妨げとなる現状を述べている。

「留学生に対する薄遇、恐らくは世界に台湾ほど酷い所はなからう。現在内地に在る七百人程の留学生は、多少でも将来を思ふ位の能力ある者が其将来を憂慮しない者は一人も無いと思ふ。なぜならば已に卒業して台湾に帰つた者の境遇を見れば自ら寒心せざるを得ないからである。留学後台湾に帰つた者の境遇の悲惨は実に甚しいものである（後略）」

四、新世代法律青年・政治青年としての 大正期台湾人留学生

「新式教育世代が生み出した社会エリートの中で、高等教育を受けた留学生の数が最も多い」とされるように、戦前日本留学の台湾人からは多数の優秀な人材が輩出された。昭和九（一九三四）年に出版された『台湾人士鑑』からは、台湾人留学生の職業が多様なものであったことがうかがえるが、本稿では次に、彼らの進路という側面よりも、むしろ諸啓蒙運動への関与という側面に焦点を当てることで、在京台湾人留学生の「専門知識の獲得と実践」に着目してみたい。

履修科目にみる「知の構築」

雑誌『台湾青年』の創刊や台湾議會設置請願運動の展開は、いずれも一九二〇年代初頭の出来事であり、当時の在京台湾人留学生は大きな時代的役割を担う機会を有していたといってもよい。以下、まず諸啓蒙運動に積極的に関与した台湾人の多くが在籍していた早稲田大学専門部政治経済科の履修科目を概観してみたい。

他の地域からの留学生と同様に、当時の在京台湾人留学生も、大学教員や政治家の講演会、もしくは教会主催の日曜講演会などに参加していた。たとえば、大正一一（一九

二二）年一月二四日、内ヶ崎作三郎（歐洲の戦禍）、島田三郎（日本改造論）、植原悦二郎（華府會議の批判）を講師（弁士）として迎えた神田美土代町青年会館での軍備縮小宣伝講演会の会場には、幾人かの台湾人留学生の姿があった。このような例からは、留学生の知識の獲得は、講演会、読書、サークル活動など、さまざまなルートを通じて可能であったことがうかがえるが、やはり、最も根本的な土台は学校での勉学を通じて形成されていたはずであろう。「表6」にみるように、当時、専門部政治経済科の必修科目は、「政治学」と「経済学」関連の専門科目のみならず、「史学」、「地理学」、「社会学」、「文学」、「法学」、「外国語」など、さまざまな分野の講義も履修しなければならなかった。それに加え、日本人学生と同様に、台湾人留学生も「国会演習」（前は「国会法演習」というユニークな科目を通して、近代議會制度をある程度学ぶことができた）と推測できる。この一学生が互に大臣となり議員となり、与野党に分れる^⑧という国会演習は早稲田大学だけではなく、「擬国会」などの科目名をもって明治大学などでも設けられていた。

「行政法各論」、「財政学」、「金融政策」、「商業政策」、「国際公法」、「国際私法」などの科目を登録した劉安紅の「選択課目届」を一瞥すれば、本島台湾の教育機関で政治法律の知識を習得する機会がほとんど与えられていない台湾青年にとって、政治経済学科での学習がいかに有益なも

表6 大正9（1920）年度早稲田大学専門部政治経済学科の科目配当一覧

学年	第一学年		第二学年		第三学年	
政治学	国家学原理	浮田和民	行政法汎論	副島義一	行政法各論	島村他三郎
	帝国憲法	副島義一	政治学史	高橋清吾	自治政策	高橋清吾
経済学・財政学	経済学原理	塩澤昌貞	貨幣及銀行	服部文四郎	鉄道政策	佐竹三吾
			農業政策	猪俣津南雄	商業政策	上田貞次郎
			工業政策及 社会政策	塩澤昌貞	金融政策	服部文四郎
			財政学	小林丑三郎	保険政策	栗津清亮
史学	西洋史	本多浅治郎	近代史	本多浅治郎	近時外交史	信夫淳平
	* 東洋思想史	遠藤隆吉	東洋近代史	松井等	支那現代外交史	青柳篤恒
			文明史	内ヶ崎作三郎		
			最近政治史	煙山専太郎		
地理学	地理学	志賀重昂				
文学・社会学			社会学	遠藤隆吉		
哲学	* 哲学	杉森孝次郎				
法学	民法要論	牧野菊之助	民法要論	磯谷幸次郎	国際公法	中村進午
	刑法要論	岡田朝太郎			国際私法	松野祐裔
					商法要論	柳川勝二
簿記					簿記	神尾錠吉
外国語	英語	(吉田源次郎)	英語	(吉田源次郎)	英語	山崎貞
		山崎貞		帆足理一郎		勝俣銓吉郎
	日語	渡俊治	日語	渡俊治	日語	菊池三九郎
	* 支那語		* 支那語		* 支那語	
論文及国会演習	論文	菊池三九郎	* 国会演習		* 国会演習	

注) ①第二学年以後に於いては専攻の方針により学課の数を限定して選択必修せしむ、*印は随意科なり。
②担当教員の空欄と()は不明。

出典：「大正九年度学科配当表」早稲田大学大学史資料センター所蔵「三号館旧蔵資料」・[[明治四二年度
至大正一一年度] 学科配当表 [綴]] (25-05) と『早稲田大学百年史』第二巻より筆者加筆作成

のであったかは想像に難くない。
さて、早稲田大学と同様に、啓蒙運動の担い手を多数輩出した明治治大学専門部の台湾人留学生はどのような専門知識を学んでいたの
であろうか。ここでは簡潔にまとめておきたい。
明治大学百年史によれば、専門部法科と政治経済科は原則として本科とほぼ同じカリキュラムであるが、各年度のカリキュラムをみると、大正元（一九一）年
学則の公布までは、専門部法科の場合、原書法学通論、イギリス法、フランス法、ドイツ法などの外国法は入
っていない。大正元（一九一）年の新学則でも、上記の外国法はまだ導
入されていなかったが、ドイツ語、英語が随意科目と

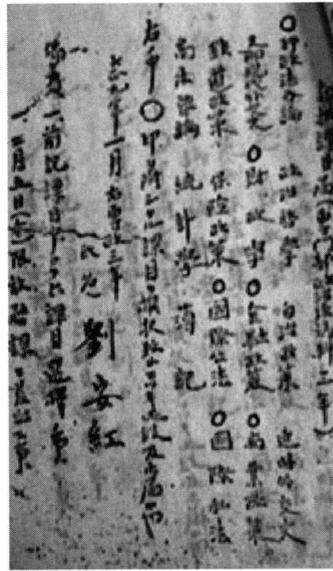


図1 台湾人留学生劉安紅の「選課目届」(大正9(1920)年)

出典：早稲田大学大学史資料センター所蔵「三号館旧蔵資料」・「C付属学校(旧制)・5.専門部：[大正9年]撰課目届(専門部政治経済科3年)」(5-08)

して履修科目に組み込まれるようになっていた。そして、大正五(一九一六)年以降、「英法、英語、独法、ドイツ語が随意科目として置かれ」るようになった。

専門部政治経済科の場合、一部の随意科目と外国語を除けば、当時学部と専門部のカリキュラムは基本的に共通であった。また、大正五(一九一六)年にカリキュラムが大幅に改編され、大正二(一九一三)年と比較すると、「社会学」、「社会政策」、「国際公法」、「国際私法」、「植民政策」が新たに組み込まれるようになった。

小熊英二は、法科出身の林呈禄が「植民政策学を学んだのは、明治大学法科の泉哲という学者のもとにおいてある」と指摘しているが、「創設時の政学部は、学科目が法学部と共通科目編成になっており、したがって講師陣も政・法

- 選課目届 (専門部政治経済科三年)
- 行政法各論
 - 政治哲学
 - 自治政策
 - 近時外交史
 - 支那現代外交史
 - 財政学
 - 金融政策
 - 商業政策
 - 鉄道政策
 - 保険政策
 - 国際公法
 - 国際私法
 - 商法要論
 - 統計学
 - 簿記

学部の兼職者が多かつた」ということ、並びに当時の政治経済科カリキュラムの講師陣をみるならば、法科、政治経済科を問わず、実際に泉哲の講義を受講した台湾人留学生者は相当数いたものと考えられる。それに加えて、五来欣造、小林丑三郎、河津運をはじめ、法科と政治経済科の講師陣をみれば、多くの講師が早稲田大学などの他大学を兼任していたことがわかる。つまり、台湾人留学生は中央大学・明治大学・早稲田大学に散在していたため、実際には彼らの多くが同じ講師の講義を受けていたことが推測できよう。

啓蒙運動の主な担い手としての大正期台湾人留学生
大正期半ばからは、高等教育機関留学の増加に伴い、台

湾人留學生の諸啓蒙運動も徐々に活発化していった。当時、在京台湾人留學生は啓蒙団体「新民会」を組織し、機関誌『台湾青年』の発行に取り組むと同時に、台湾議會設置請願運動にも熱心に参加していた。新知識を本島台湾に積極的に紹介するための効果的な道具とされたのは『台湾青年』であり、その存在は大きかった。なぜなら、在京台湾人留學生が自ら執筆した諸論考が『台湾青年』、『台湾』を通じて本島台湾に伝わっていったばかりか、同時に彼らは『台湾青年』、『台湾』、『太陽』、『改造』、『植民』などに掲載された日本人による論考を積極的に中国語に翻訳して転載していったからである。加えて彼らは、講習会、講演会を媒介としてさまざまな知識を本島の台湾人に紹介していった。その意味では、台湾人留學生を知の運搬者と見なすことが可能であろう。

大正期の台湾人留學生は朝鮮人に比べてその数が少なかったが、「当時朝鮮人の民族自決運動、乃至民族独立運動及び之を目的とする啓蒙文化運動は、台湾人の運動より遙かに前進しつつあり、東京留學生の如き既に数個の団体を組織し、機関紙の刊行、思想の宣伝普及を行ひつゝある」というように、台湾人による啓蒙運動は朝鮮人のそれに比べて後れをとっていたため、在京台湾人は積極的に朝鮮人との連携を図ろうと試みるようになった。たとえば、蔡培火、黄呈聡、王敏川等の在京台湾人は、在京朝鮮人李達(李東宰)、鄭泰玉(鄭泰信、鄭又影)、柳泰慶(柳壽泉)

などを通じて、『革新時報』、『青年朝鮮』(THE YOUNG KOREA)、『亜細亜公論』(THE ASIA KUNGLUN)に原稿を掲載する機会を得ていた。当時、ごくわずかの新聞・雑誌を除けば、「内台差別待遇」の実態が内地日本で十分に報じられることはなかった。そうした厳しい状況の中で、当局の検閲を恐れることなく「内台差別待遇」と「台湾総督府の厳しい検閲」に言及する在京台湾人の論考を掲載した『革新時報』、『青年朝鮮』、『亜細亜公論』は大いに評価されるべきであろう。

他方、曉明会、新亞同盟党(東亞同盟会)、亜細亜学生会、建設者同盟、コスモ倶楽部などの思想啓蒙・社会運動団体の活動では、彭華英(明治大学政治経済科)や范本梁(上智大学中退)をはじめとする在京台湾人が、朝鮮人や中国人との交流と連携を有していた。次に、大正九(一九二〇)年、日本社会主義同盟の姉妹団体として創立されたコスモ倶楽部をとりあげてみたい。

コスモ倶楽部については、例えば、大正一〇(一九二一)年六月二四日の会合には、大杉栄と接近して無政府主義者となった范本梁や、堺利彦から思想的影響を受けた彭華英などの在京台湾人留學生が参加していた。コスモ倶楽部への出入り時期は若干異なるが、台湾人の彭華英や陳全水(明治大学)、范本梁や呂磐石(早稲田大学商学部)、朝鮮人の元鐘麟、黄錫禹、鄭泰玉、金若水、中国人の馬伯援、湯鶴逸、何慶廷などもコスモ倶楽部主催の集会に参加して

いた。^⑧

在京朝鮮人や中国人との連携に加えて、『台湾青年』の発行と台湾議会議設置請願運動の推進に際しては、大正期台湾人留学生は植村正久、安部磯雄、田川大吉郎、五来欣造をはじめとする日本のキリスト教系知識人からも多大な協力を得た。これらの日本の知識人がどのような文脈でもって台湾の自治制度の見取り図を描いていたのかについてはさらなる検証を必要とするが、上述したさまざまな例を通じて、当時のアジア留学生と日本知識人との間にある種の協力体制が形作られていたことが考えられるだろう。

結びに代えて

本稿で論じてきたように、大正期の在京台湾人留学生、とりわけ「明治の法科」と「早稲田の政治経済科」出身の台湾人は、近代台湾の諸啓蒙運動の先駆的存在として活躍をみせつつあった。彼らは、書房といった伝統教育を受けた上の世代、すなわち伝統的知識人とは異なり、日本語を通じて近代の専門知識を習得した新世代知識人であった。彼らにこうした時代的役割を担わせた契機は、「大正期という転換期」と、「総督府の差別教育政策」などのさまざまな要素が重なったことに由来する。だが、矢内原忠雄が示唆した「専制政治国に反抗する政治運動はまず国外において組織されることが通常であり、台湾については民族運動

の先駆者は東京留学生の「一団であつた」^⑨という、近代における被支配・被抑圧民族の抵抗運動のプロセスから考えれば、「在京台湾人留学生が政治・民族運動の先駆者になる」ことは、いわば必然的な流れであったといえる。

近代日本における西洋文明の受容について、「明治の前半期」というこの時代に、法律学を学ぶことは、そのまま欧米諸国の社会や文化を学ぶことにつながっていた^⑩との指摘があるが、近代台湾の場合、昭和三（一九二八）年に台北帝国大学が創設されるまで、つまり、少なくとも大正期までは西洋の法律、政治、社会、経済、文学、美術などを学習する手段を、基本的には「日本留学」に頼らざるをえなかった。その結果、大正期在京台湾人留学生によって、日本語を通じて構築したさまざまな専門知識が「台湾人の文化啓蒙」や「台湾人政治地位の向上」などの文化・政治・民族運動の上に「知の実践」として活用されていったのである。

大正期在京台湾人留学生の出身階級と、彼らの漸進的で穏健な非武装抵抗運動からみれば、彼らの多くがいわゆる「ブルジョア・デモクラット」^⑪であることが指摘できる。つまり、細川嘉六が指摘するように、第二期抵抗運動（議会議設置請願運動）の担い手の大半は、「地主階級・中小資本家階級（民族ブルジョアジー）、自由職業層の出身者」^⑫であった。しかし、その彼らの多くが、いわば、日本の高等教育機関、とりわけ専門部の教育が生み出した近代台湾

の新世代政治青年と法律青年であることには間違いないであらう。

注

- (1) 戦前の台湾が日本帝国の一部に組み込まれていたということから考えれば、「内地日本」に進学する本島台湾人を「外国人留学生」として、取り扱うことは決して妥当とは言えない。本来ならば、地方出身の日本人青年と同様に、「東京遊学」と見なすべきであろうが、当時の台湾総督府や文部省の条例・規程から明らかのように、昭和七（一九三二）年、内地留学者が「内地在学者」に改称されるまでは、「内地日本」に進学する台湾人は実質的には「外国人留学生」もしくは「植民地人学生」（大正一〇（一九二一）年より）と扱われていた。ここでは用語を統一するため、「日本留学」を使用する。
- (2) 本稿は二〇一〇年一月三〇日に学習院大学で開催された国際シンポジウム「東アジア研究の新たな視座…過去、現在、未来」での報告をベースにして作成したものである。呉密察「台湾史の成立とその課題」溝口雄三等『アジアから考える(3)周縁からの歴史』東京大学出版会、一九九四年、二二六頁。
- (3) 若林正文『台湾抗日運動史研究（増補版）』研文出版、二〇〇一年、三三三頁。
- (4) 『台湾青年』とは大正九（一九二〇）年七月に創刊された新民会および台湾青年会の機関紙である。台湾総督府警務局『台湾社会運動史』（復刻版）、龍溪書舎、一九七三年（初出）、『台湾総督府警察沿革誌』第二編領台以後の治安状況中巻、一九三九年、二八一―三二頁。その誌名について、王育徳は「新民会は中国の革命雑誌『新青年』にならって、月刊『台湾青年』（発行人蔡培火）を発行した」と指摘している。王育徳『台湾』弘文堂、一九七〇年、一一七頁。その後、大正一一（一九二二）年四月に月刊『台湾』に誌名を改め、翌年四月に漢文の半月刊『台湾民報』となり、同年一〇月から旬刊となった。さらに大正一四（一九二五）年七月に週刊に発展し、昭和二（一九二七）年八月からは台湾で発行するようになり、昭和五（一九三〇）年三月に週刊『台湾新民報』に改名、昭和七（一九三二）年四月から日刊紙として発行されるにいたった。伊藤潔『台湾四百年の歴史と展望』中央公論社、一九九三年、一〇四頁。
- (5) 台湾議會設置請願運動とは、大正一〇（一九二一）年一月から昭和九（一九三四）年二月まで、一五回に亘る本島台湾政治運動である。台湾総督府警務局、前掲書、三二五―四〇四頁。
- (6) 台湾人の教育システムについては、林茂生著・古谷昇・陳燕南訳『日本統治下の台湾の学校教育―開発と文化問題の歴史分析』拓殖大学、二〇〇〇年を参照されたい。
- (7) 芝山巖教育会編『台湾教育沿革誌』一九三九年、一〇頁。
- (8) 芝山巖の国語伝習所について、「これが、台湾における日本の植民地教育の始まりであり、近代の学校制度の始まる

りでもあった」という指摘がある。若林正文『台湾——變容し躊躇するアイデンティティ』筑摩書房、二〇〇一年、一二二頁。

(10) 『国家教育』第三三号、一八九五年。

(11) 蔡茂豊『中国人に対する日本語教育の史的研究』出版社不明、一九七七年、一一〇—一二四頁。

(12) 本島台湾人が三百五万八〇五三人に対し、内地日本人が一七万四六八二人であった。台湾総督府官房調査課『昭和十年台湾総督府第三十九統計書』一九三七年、三〇頁。

(13) 四年制の高等女学校については次のような指摘がある。「従来、台湾人の在籍を想定していた一部の高等女学校でも日本人女学生の比率が増え、台湾人女学生の入学枠を侵食してしまった」という。洪郁如「台湾人女性の『内地留学』」『接統』第五号、ひつじ書房、二〇〇五年、二六〇頁。

(14) 吳濁流『アジアの孤児—日本統治下の台湾』新人物往来社、一九七三年、八三頁。

(15) 内台共学制度について、山川均は「共学制実施によりこの差別は紙の上では拭ひ去られたが、事実上は却って深刻になった。共学制度により入学試験に及第した台湾人は同一の中学校に入学することができる。けれども小学校の課程に前述の如き、差異をつけ、台湾人の小学卒業生は日本人の小学五年程度の学力しか与えていない以上は、台湾人にして中学校に入学しうるものは勢ひ少数の例外であって多数の台湾人にとっては中学の門は事実において閉ざされていた」と批判している。山川均「弱小民族の悲哀—一視同仁」『内地延長主義』『醇化融合政策』の下における「台湾」

『改造』五月号、一九二六年、五三一—五五頁。

(16) 中学校成立について、駒込武は「中学校成立の背景には複雑な利害関係が内包されており、最低限でも日本人、漢民族郷紳層、漢民族一般民衆、原住民という重層的な差別の構造に即して理解すべきだ」と指摘している。駒込武『日本帝国の文化統合』岩波書店、二〇〇一年、一四三—一四四頁。

(17) 李筱峰『林茂生・陳忻和他們的時代』玉山社（台北）、一九九六年、二八一—二九頁。大正期まで、帝国大学に進学できた台湾人は、わずかに林茂生、林崇智、林履信、劉明朝、朱昭陽といった人物に限られていた。

(18) 前掲書、『台湾教育沿革誌』九五三—九五四頁。

(19) 矢内原忠雄『帝國主義下の台湾』岩波書店、一九二九年、二〇〇頁。

(20) 林景明『日本統治下台湾の「皇民化」教育』鴻儒堂出版社（台北）、一九九九年、九九頁。

(21) 吉野秀公『台湾教育史』台湾日日新報社、一九二七年、四二六—四二八頁。実際、大正一一（一九二二）年の改正台湾教育令（第二次台湾教育令）公布以降も、岡山第六高等学校に入学した陳逸松、黄介篤をはじめ、内地の高等学校への進学希望者は後をたななかった。陳逸松口述・吳君瑩記録・林忠勝撰述『陳逸松回憶錄（日規時代篇）』前衛出版社（台北）、一九九四年、九三—九五頁。

(22) 山川均、前掲文、五五頁。

(23) マーク・ピーティ著・浅野豊美訳『20世紀の日本4植民地—帝國五〇年の興亡』読売新聞社、一九九六年、二三

一頁。

(24) 地方名士の子弟の進路をみると、李延禧、林柏壽、廖文毅をはじめ一部の台湾人が内地日本の教育を土台にして、のちにアメリカやイギリスの高等教育機関に入学するケースもあった。

(25) 吳道士「一台湾人の告白(上)」『東洋時報』第二四七号、一九一九年、六頁。

(26) 当時、台湾人の日本留学について、『東京朝日新聞』(一八九六年五月九日付)は「台湾島民の教育」と題する時評のなかで沖繩の例をとりあげ、台湾人の日本留学に反対する理由を次のように論じている。「同島民の教育に就いて、文部省に於いても大いに注意する所あり数名の俊才を選抜して内地に留学せしめんとの説もありしが未開の者に向て俄に文明的の教育を施す時、往々にして其目的を誤る事あり現に沖繩県人の如き内地に留学し多少文明的の空気を吸ふ時、忽ち琉球独立論などを唱へ県治の妨害となること少なからざるに付台湾島民の内地留学も同様の結果に至らんとの反対あり留学の議、暫く見合せとなりたる由」。

(27) 南博・社会心理研究所『大正文化 一九〇五—一九二七』(第三刷、初出一九六五年) 勁草書房、二〇〇一年、四八頁。

(28) 実際、台湾人留学生に限らず、同じ日本植民地下におかれた在京朝鮮人留学生に対しても、東洋協会は明治四四(一九一一年)年、朝鮮留学生を保護監督するための機関として、「朝鮮総督の命を承け、東京市麹町区中六番町(前朝鮮公使跡)に朝鮮留学生監督部並に寄宿舎を設け、朝鮮

総督の委託の下に、留学生に関する一般の保護監督を掌る」とした。渡辺新五郎「朝鮮留学生の現状」『東洋時報』第一九九号、一九一五年、五六頁。

(29) 拙稿「大正期在京台湾人留学生寄宿舎高砂寮の設置過程」『日本歴史』第七三二号(七月号)、吉川弘文館、二〇〇八年、七六頁。

(30) 「内地留學生問題 附朝鮮留學生及共學ノ件」『明治四五年 台湾総督府公文類纂 永久保存 九八』第二四案件 国史館台湾文献館所蔵。

(31) 本島人内地留學生名簿様式ノ件』『大正九年 台湾総督府公文類纂 一五年保存 七〇』第二二案件、国史館台湾文献館所蔵。

(32) 台湾新民報社調査部編『台湾人士鑑』台湾新民報社、一九三四年。

(33) 前掲書、『台湾教育沿革誌』、三四頁。

(34) 『台湾協会会報』第一号、一八九八年。明治四五(一九一二年)年に学習院中学部に入学した林維源の子弟について、『東洋時報』には「島内第一の名家林本源第一房林熊徴氏の弟林熊詳(十七) 林熊光(十六) 同第二房林景仁氏の弟林崇智(十六) 林履信(十五)の四人は今度受験の上学習院へ入学を許可せられ熊詳氏は中学部第二学年に其他は皆な第一学年に編入せられ」とある。「林本源家子弟の留学」『東洋時報』第一六三号、一九二二年、六三頁。

(35) 「内地留學生報告方ニ関シ注意方通達ノ件(各庁)」『明治四二年 台湾総督府公文類纂 一五年保存 五一』第二八案件、国史館台湾文献館所蔵。

(36) 東京遊学の経済的負担については、大生川志朗『最新東京苦学案内』教成社、一九二二年、二四一—二六頁(復刻版・近代日本青年期教育叢書・第四期第六卷、日本図書センター、一九九二年)を参照されたい。

(37) 『台湾学生の学習院卒業』『東洋時報』第二五九号、一九二〇年、四二頁。

(38) 修業年限からみると、「内地日本人のための小学校」と「本島台湾人のための公学校」はいずれも六年制ではあるが、実際、「入学後直ちに、日本語を以て教授を行ふ。六年間の課業は国語の学習を以て其の大部分を占め其れに勤労の精神を養ふ為めの農業手工の作業に依つて少からん時間を費やしている」という公学校のカリキュラムからみれば、「公学校においては、いかにひいき目に見ても、小学校の五年以上の課程を教えておらぬことは、専門家が認めている」という指摘のように、台湾人に対する初等教育には総督府の意図的な差別が敷かれていた。無署名「台湾人民の要求」『福音新報』第一三三六号、一九二一年と、山川均「植民政策下の台湾」『山川均全集』第七卷、勤草書房、一九六六年、二八三頁を参照。

(39) 資産家子弟の日本留学については、「雖も而も来遊者各人の脳裏に著明なる印象を感銘を与へたる一事は子弟教育の緊要これあるが如し、現に来遊紳士中相当の資産を有するものは子弟親戚の輩を留学せしめんとを希望し」といった記述がある。『台湾協学会会報』第五八号、一九〇三年、四六頁。

(40) 田中宏「日本留学の中国人」『歴史公論』四月号、一九

七九年、一三三頁。

(41) さねとうけいしゅう『中国留学生史談』第一書房、一九八一年、八頁。

(42) 上沼八郎「日本統治下における台湾留学生—同化政策と留学生問題の展望—」『国立教育所紀要』第九四集、一九七八年、一三五頁。

(43) 前掲書、『台湾教育沿革誌』、三四頁。

(44) この点については、「楊世英は彰化の楊吉臣の次男です。楊氏は一昨年林紹堂と一緒に上京致しました人にて……(中略)……彼は帰郷しますと直に其次男を鹿港の国語伝習所へ入れまして、僅か日本語が分るやうになつて内地へ留学させました。私は鳥居忱君に依頼し帰任し、鳥居氏はまづ富士見学校へ入れて、教授してもらいました、それが今日では満一年半ばかりでございますが、今日では東京府城北尋常中学校の二年生になつて居ります……(中略)……一昨年、水野遵氏の帰京するに当たり台湾留学生たる楊世英は同氏に従ひ上京し教育家鳥居忱の邸に寓し、同氏の監督を受け昨年三月一日、富士見学校より城北尋常中学校に転校(後略)」とある。『台湾協学会会報』第一号、一八九八年。また、『台湾教育沿革誌』に掲載された農科大学の楊生英は楊世英と同一人物であろうと張美珍は指摘している。張美珍「台湾総督府の留学生政策」『信大史学』第二四号、一九九九年、二〇頁。

(45) 岡本要八郎「祖師廟の思ひ出」『台北師範学校創立三〇周年記念誌』一九二一年、三三三頁。

(46) 張美珍、前掲文、一七頁。

(47) 同上文、一七頁。

(48) 大正期までの「日本渡航」の台湾人留学生は大きく六種類に大別することができる。第一に地方名士の子弟、第二に国語学校、医学校、農林試験場などの総督府直轄学校官費留学生、第三に本島の医学校と国語学校に入れなかった富裕層、第四に盲啞学校のような特殊学校に進学した者、第五に地方名士の援助を受けた者、第六に教会の斡旋による留学生である。拙稿「일본유학과 근대 타이완의 정치청년법률청년의 탄생—타이완총독부의 교육정책을 중심으로—」李玉順ほか著『근대일강의 식민지통치와 국민통합』韓国東北亞歴史財団、二〇一〇年、一七二—一七三頁。

(49) 中学校に留学する台湾人の構成は、「内地の小学校を卒業してからのまま内地の中学校に進学する台湾人」と「内地中学校に入学・編入する新規の留学生」に占められていたと考えられる。

(50) 台湾同化会については次のような指摘がある。「台湾人による政治的民主主義獲得のための最初の組織は、板垣退助の台湾訪問を契機にして、一九一四年一月に結成された台湾同化会であった。台湾同化会の要求するものは、「台湾人も人なり、日本人同様の権利と待遇を得たい」ということにある」のである。この組織は、一九一五年二月末、台湾総督府によって解散を命ぜられた。浅田喬二『日本植民地研究史論』未來社、一九九〇年、五九六頁。また、台湾同化会の成立と消滅については、台湾総督府警務局、前掲書、二二—二三頁を参照されたい。

(51) 葉栄鐘『台湾人物群像』時報出版(台北)、一九九五年、三六四—三六六頁。

(52) 天野郁夫『学歴の社会史 教育と日本の近代』平凡社、二〇〇五年、一一九—一二二頁。

(53) 東京慈恵会医学専門学校のほか、東京齒科医学専門学校、熊本医学専門学校などがある。

(54) 高橋都素武『全国学校案内』(復刻版・近代日本青年期教育叢書・第V期第一巻)、日本図書センター、一九九二年、二〇—二二頁。

(55) 私学の入学基準については、「又一方内地に於ける母國人が遠來者を厚遇すると、私立学校が学力性行等を十分調査をせず歓迎するのと、勢内地にいわば優遇されるといふが如き感を生じ、益々留学熱を旺盛ならしたのである」との指摘がある。前掲書、『台湾教育沿革誌』、七三—七四頁。

(56) 中央大学と日本大学をとってみても、学部よりも、専門部への入学が大半を占めていたことがわかる。中央大学百年史編集委員会専門委員会『中央大学百年史通史篇』下巻、二〇〇三年、一一八—一二九頁。日本大学百年史編纂委員会『日本大学百年史』第一巻、一九九七年。

(57) 吉田千鶴子『近代東アジア美術留学生の研究—東京美術学校留学生史料—』ゆまに書房、二〇〇九年、二〇九頁。

(58) 同上書、一〇九—一一〇頁。

(59) 大正七(一九一八)年に、専門学学校以上の教育機関に在籍する台湾人については百名を突破した。拙稿「大正期在京台湾人留学生とアジア」『亜細亜公論』を手がかりとして「Intellectual Exchanges and Historical Memories in

East Asia 論文集 I』韓国東北亜歴史財団、二〇〇八年。

(60) 明治大学百年史編纂委員会『明治大学百年史』第四卷、

通史篇Ⅱ、一九九四年、二一頁。また、明治四二(一九

〇九)年八月に、東京留学本島人生徒監督事務囑託田中敬一が総督佐久間龍馬太に提出した「東京留学台湾人学生状況調査表」からは、明治四二(一九〇九)の時点で台北出身の劉孝純が法律専門正科三年に在籍していたことがわかる。「東京留学台湾人学生状況調査表」『明治四二年 台湾総督府公文類纂 永久保存 一八(原三七)』第三案件、

国史館台湾文献館所蔵。

(61) この点について、「最近において約六百名の多数になつて上は大学から下は小学校に至るまで殆ど各種の学校に行渡つて在学している。大学の内で一番多く在学しているのは明治だ。今まで明治は一般に評判がよくない。けれども試みにみよ。台湾其の他各地における明治卒業者の奮闘はあえて他校に譲らなばかりでなく、又現在留學生の各方面に渡る活動も矢張りさうであらうに思われる」とある。「東京通信」『台湾青年』第二巻第五号、一九二一年、六六頁。

(62) 前掲書、『明治大学百年史』第四卷、通史編Ⅱ、二二二頁；台湾新民報社調査部編『台湾人士鑑』台湾新民報社、一九三四年；後藤大清「謝介石」『黎明』第一五号、台湾教育会、一九三三年、四一八頁。

(63) 明治大学百年史編纂委員会『明治大学百年史』第三卷、通史編Ⅰ、一九九二年、五九二―五九三頁。

(64) 劉克明『台湾古今談』新高堂書店、一九三〇年、一三六

一三七頁。

(65) 早稲田大学百年史編集所『早稲田大学百年史』第一卷、

一九七八年、四七四頁。

(66) 天野郁夫、前掲書、一二四頁。また、早稲田大学政治経済学部の特徴については、内田満「アメリカ政治学への視座―早稲田政治学の形成過程―」三嶺書房、一九九二年を参照されたい。

(67) 王金海「台湾教育に関する私見」『台湾青年』第三巻第二号、一九二一年、三九頁。

(68) 例としては実業部農学科の黄呈聡(一九〇七年)、元師範部乙科の蔡式毅(一九〇三年)・王敏川(一九〇九年)・蔡培火(一九一〇年)、公学師範部乙科の劉鳳岐(一九一一年)・彭木發(一九一二年)・施添福(一九一三年)・張耀堂(一九一四年)・黄土水(一九一五年)・王金海(一九一七年)・吳鏡澄(一九一七年)、国語部の林呈祿(一九〇八年)・黄毓材(一九一一年)・鄭其芹(一九一二年)・巫川(一九一二年)・何春喜(一九一三年)・劉達麟(一九一三年)などがあげられる。台湾総督府国語学校『台湾総督府国語学校一覽 自大正六年至大正七年』一九一七年、二一〇―二四七頁；拙稿「大正期台湾人『内地留學生』と近代台湾―早稲田大学専門部政治経済科を中心として―」『アジア太平洋研究科論集』第一六号、早稲田大学大学院アジア太平洋研究科、二〇〇八年、八一―九頁。

(69) 前掲書、『明治大学百年史』第三巻、通史編Ⅰ、五九二―五九三頁。

(70) 岡本真希子『植民地官僚の政治史 朝鮮・台湾総督府と

帝國日本』三元社、二〇〇八年、三一九—三三三頁。

(71) 台湾人の高等文官任用について、王育徳は「台湾人の任用はいちじるしく少なかった。これに対し、朝鮮においては日韓併合条約の規定にもとづき、最初から広範に朝鮮人の高等文官への任用が認められていた」と指摘している。王育徳、前掲書、一〇二頁。

(72) 岡本真希子、前掲書、三一八頁。

(73) 同上書、三〇六頁と三一九—三三三頁。

(74) また同文で、鄭松筠は日本人と中国人留学生の例をあげ、台湾人留学生を排日論者とみなす一部在内地人の論調に反駁をした上で、日本全体のためにも留学生に対する待遇を早期に改善すべきであると呼びかけている。詳細は、鄭松筠「留学生待遇の改善と望む」『台湾青年』第四卷第二号、一九二二年、五五—五六頁。

(75) 同上文、五一—五三頁。しかし、鄭松筠「留学生待遇の改善と望む」を掲載した『台湾青年』第四卷第二号は、台湾当局から発売禁止の命令を受けた。

(76) 吳文星『日據時期台湾師範教育之研究』国立台湾師範大学歴史研究所(台北)、一九八三年、二〇—三二頁。

(77) 聞懷徳編『台湾名人伝』商業新聞社(台北)、一九五六年、四〇頁と一五五頁。

(78) 記者「立ち聴き」『台湾青年』第四卷第一号、一九二二年、五七頁。また、吉野作造も講師として参加する予定だったが、風邪のために急遽、内ヶ崎作三郎に変更された。同文、五八頁。

(79) 「明治二十一年六月課程表には、政治科第三年前期に

「国会法」の講義が新設され、それと並んで同科第三年前、後期に隔週一回の「国会法演習」が置かれていた。議会開設を二年後控えたこの時期にあって、学苑がこれらの科目を設置したことは、高田の強い主張に基づくものと考えられるが、学苑の特色を遺憾なく発揮した、まさに特筆すべき新機軸であったに違いないのである。前掲書、『早稲田大学百年史』第一卷、七七〇頁。

(80) 唐澤富太郎『学生の歴史』創文社、一九五五年、一五三頁。

(81) 政治経済科出身の楊肇嘉は後年、安部磯雄、高橋清吾の講義について、「特に、政治分野の講義に関しては、毎回必ず出席するほか、時々政治学担当の各教員の宿舎を訪れ、授業外の指導を受けてもらった」と回想している。楊肇嘉『楊肇嘉回憶録』(上)三民書局(台北)、一九六七年、二二五頁。

(82) 前掲書、『明治大学百年史』第三卷、通史編I、五一—五三頁。

(83) 小熊英二『日本人』の境界 沖繩・アイヌ・台湾・朝鮮 植民地支配から復帰運動まで』新曜社、一九九八年、三三—六頁。

(84) 前掲書、『明治大学百年史』第三卷、通史編I、四九—九頁。

(85) 『明治大学学報』第一号、一九一六年一〇月三十一日を参照。五来欣造、佐野学などの講師陣については、早稲田大学創立七十五周年記念出版社社会科学部門編纂委員会『近代日本の社会科学と早稲田大学』早稲田大学、一九五七年を

参照されたい。

(86) 「在京台湾人留學生の民族的覚醒と、実践運動への発展の傾向は、林献堂、蔡惠如等の統制下に具体化し、東京青年學生を説き、大正八年末百余名を糾合し、啓発会なる名稱を以て団体組織を遂げ、間もなく之を新民会と改称」する。台湾総督府警務局、前掲書、二五—三一頁。

(87) 若林正文は、「第一回の台湾議会議設置の請願書に署名したのは、林献堂、蔡惠如ら開明的資産家を除けば、ほとんどが当時東京の大学や専門学校に留學した學生たちであった」と指摘している。若林正文、前掲書、『台湾抗日運動史研究増補版』、一二頁。

(88) 台湾総督府警務局、前掲書、二四頁。

(89) 李達については次のような記録がある。「甲号要視察人李達ノ創意ニ基キ東洋青年同志会ノ機関紙トシテ大正六年九月十五日初号ヲ発刊シ亜イテ同年十月十五日第二号ヲ発刊シタルカ前者ハ内容不穩ノ記事掲載アリシ為九月十三日之ヲ禁止処分ニ付シタリ蓋シ同誌ハ東洋『モンロー』主義鼓吹ノ目的ヲ以テ成リ……(中略)……同年十二月一旦廢刊スルニ至リシカ大正七年四月一日又モヤ復活号トシテ第三号—百部ヲ發行(後略)」。朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成』第一卷、三二書房、一九七五年、六九頁。

(90) 活動拠点を東京に移した鄭泰玉については、松尾尊允編『統・現代史資料—社会主義沿革—』みずが書房、一九八四年、四二—四七頁、五八—七頁と小野容照『金若水の渡日と『大衆時報』創刊—日本における朝鮮人社会主義勢力の形成に関する一考察』『在日朝鮮人史研究』第三

八号、緑蔭書房、二〇〇八年を参照されたい。

(91) 「要視察朝鮮人」に編入された柳泰慶について、「要視察朝鮮人要覽」(大正十三年九月末調)は次のように記している。「大正元年十二月入京正則英語学校ニ學ヒ二年北京ニ旅行十年再入京亞細亞聯盟ヲ組織人種の差別撤廢ヲ主唱十一年金光鉉ト共ニ亞細亞公論第一号發行以來常ニ總督政治ヲ非難攻撃スルヲ以テ編入」という。荻野富士夫編『特高警察関係資料集成(水平運動・在日朝鮮人運動)』(国家主義運動)第三卷、不二出版、二〇〇四年、一三一頁。

(92) 『革新時報』については、朴慶植編、前掲書、六九頁と九四—九五頁を、『青年朝鮮』については、朴慶植編『朝鮮問題資料叢書第十二卷日本植民地下の在日朝鮮人の状況』アジア問題研究所、一九九〇年、一一頁を、『亞細亞公論』については、後藤乾一「日本近現代史研究と『亞細亞公論』—『アジアの中の日本』を考える素材として—」後藤乾一・紀旭峰・羅京洙編集解題『二〇世紀日本のアジア関係重要研究資料 亞細亞公論・大東公論』(復刻版、第一卷、龍溪書舎、二〇〇八年を参照されたい。なお『革新時報』の情報と史料に関しては、小野容照氏に提供していただいた。

(93) 詳細は、拙稿「大正期在京台湾人留學生と東アジア知識人—朝鮮人と中国人とのかかわりを中心に—」『アジア太平洋研究』第一五号、早稲田大学アジア太平洋研究センター、二〇一〇年を参照されたい。

(94) 彭華英は曉明会を通じて、朝鮮人元鐘麟との接触があったと思われる。荻野富士夫編、前掲書、一四—一五頁。

(95) 新亜同盟党とは一九一五年一〇月頃、在京朝鮮人學生河

相衍・張徳秀・洪震義・金度演・申翼熙と、中国人黄海民（黄寛・黄介民）・姚薦楠・王希天・陳其尤・鄧天民・易相・余揆之と早稲田大学専門部政治経済科の台湾人留学生蔡國禎（蔡國珍）らによって組織された結社である。荻野富士夫編、前掲書、五五頁。東亜同盟会の創設時期は一九一五年七月にあったという説もあるが、検証の余地がある。黄紀陶「黄介民同志伝略」『清江文史資料 第一輯』一九八六年、五二頁；石川禎浩『中国共産党成立史』岩波書店、二〇〇一年、一五〇頁を参照。

(96) 荻野富士夫編、前掲書、一七一頁。

(97) 建設者同盟の詳細については、建設者同盟会史刊委員会『建設者同盟の歴史』大正期のヴ・ナロード運動』日本社会党中央本部機関紙局、一九七九年を参照された。

(98) 堺利彦・宮崎龍介・権熙国が主宰するコスモ倶楽部は、「日本帝国主義のアジア侵略に反対する日本の社会主義者と民本主義者、および朝鮮と中国の留学生ナンショナリストの交流を主目的とする国際的組織であった」。松尾尊允「コスモ倶楽部小史」『京都橘女子大学研究紀要』第二六号、京都橘女子大学研究紀要編集委員会、一九九九年、二〇頁。
(99) 小野容照「新亜同盟党の研究―朝鮮・台湾・中国留学生の民族を越えるネットワークの初期形成過程―」『次世代アジア論集』No.3、早稲田大学アジア研究機構、二〇〇一年。

(100) 大正一〇（一九二一）年六月二四日の秋田徳三の日記では、「夜六時から、青年会館のコスモ倶楽部の講演会へ出席。四五名の朝鮮、支那、台湾人と一緒に講演をした」と

綴られている。尾崎宏次編『秋田雨雀日記』第一巻、未来社、一九六五年、二五四頁。

(101) 大正期在京台湾人と朝鮮人青年の交流については、拙稿「雑誌『亜細亜公論』にみる大正期東アジア知識人の連携―在京台湾人と朝鮮人青年の交流を中心に―」『아시아문』第一七号、韓国暎園大学校アジア文化研究所、二〇〇九年を参照された。

(102) 日本のキリスト教系知識人の協力については、拙稿「植村正久と台湾―近代日本キリスト者を通じて―」『問題と研究』第三六卷第六号、国立政治大学国際関係センター（台北）、二〇〇七年を参照された。

(103) 後藤乾一「大正デモクラシーと雑誌『亜細亜公論』―その史的意味と時代背景―」『アジア太平洋討究』第一二号、早稲田大学アジア太平洋研究センター、二〇〇九年を参照された。

(104) 矢内原忠雄、前掲書、二四三頁。

(105) 天野郁夫、前掲書、一三八頁。

(106) 社会運動の展開過程におけるブルジョア階級と小ブルジョア階級の機能について、佐野学は次のように述べている。「あらゆる社会的運動の歴史的道程に於て、小ブルジョアが其先驅をなすのであるが、民族運動に就ても此点が著しい小ブルジョアは最も早く政治的社会的自覚に到達する。彼等はこれに必要な時間及び経済的余裕を有するが故に、最も早く社会制度の不合理の認識に到達するのである。然しながら其認識には一定の限界が存在するのであつて、彼等の反抗精神は改良主義の極致に達し得るけれども革命主

義にまでは到達し得ないのである」。佐野学「弱小民族解放論」『改造』六月号、一九三三年、七五頁。

(107) 浅田喬二、前掲書、五九七頁。

〔付記〕調査に際して、明治大学史資料センターならびに早稲田大学大学史資料センターから閲覧の便宜をはかって頂いた。記して謝意を申し述べたい。